

自然環境保全活用調査
その13

報告書

平成27年3月

富田林

目 次

1. 緑の基本計画における「石川河川軸」の位置づけ	-----	1
2. 「石川河川軸」の詳細調査		
(1) 調査対象地の位置	-----	4
(2) 周辺の植生	-----	5
(3) 緑地の状況	-----	7
3. 保全施策の提案		
(1) 現地調査結果のまとめ	-----	17
(2) 自然保全手法の検討	-----	17
参考資料	-----	19
・大阪府アドプトリバープログラム		
・石川河川公園パンフレット		
・石川河川公園自然ゾーン計画・運営協議会 委員等名簿		
・南河内ほわ〜っと流域ネットワーク		
・カヤネズミについて		
・外来生物法の概要		

1. 緑の基本計画における「石川河川軸」の位置づけ

平成 19 年度に策定された「富田林市緑の基本計画」では、本調査の対象地である石川は、緑の将来像で「石川河川軸」に区分され、富田林の環境の骨格を形成する緑として位置づけられている。

「富田林市緑の基本計画」より抜粋・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

■緑の評価と課題の整理

<石川河川軸>

富田林中央部を流れる石川は、富田林市の水と緑の環境骨格であり、市街地に形成を規定するとともに、のびやかなオープンスペースと多様な生物の生息環境となることで環境保全上貴重な緑の財産となっています。河川区域の一部が石川河川公園として整備されていますが、今後さらに、恵まれた自然環境の保全・復元・育成とともに、市民の貴重なオープンスペースとしての活用が望まれます。

■ゾーン別の緑の基本方針（石川河川軸）

市域を縦断し、富田林市の都市構造を大きく規定している要素となっています。水の生物・川原の生物を含む豊かな河川生態系の保全・再生を図り、河川ならではの広がりある緑の空間と景観を活用しながら、憩いや環境学習、健康増進活動等、人々の多様な活動の場となるシンボリックな水と緑の交流軸を形成させます。

■環境保全系統の緑の配置方針

○富田林市の自然環境を特徴づける緑

富田林市の背骨となる水と緑の環境軸であり貴重な水辺の自然や動植物の生息空間を有し、地域の保水力を高めています。また、ひろがりのあるのびやかな景観形成に寄与するほか、市街地の外縁部にあってヒートアイランド現象の緩和等都市環境の保全に重要な役割を有します。

■レクリエーション系統の緑の配置方針

○広域的なレクリエーションの場となる緑

（前略）府営石川河川公園は河川の動植物の生息環境として、自然レクリエーション拠点となります。

○レクリエーションを結びつける緑

（前略）石川サイクリングロードは、市内の主要な公園・緑地やレクリエーション拠点を結ぶネットワーク路となります。

■防災系統の緑の配置方針

○避難場所・避難路をかたちづくる緑、防災機能を有する緑

地域防災計画において、府営石川河川公園は一時避難地として位置づけられており、防災上重要な後援・緑地となります。

■景観構成系統の配置方針

○富田林の自然景観を特徴づける緑

石川は、市域を縦断する骨格的な景観として、スケールの大きな水と緑の河川軸景観を形づくっています。

■富田林市の環境の骨格を形成する緑の保全と育成

○水と緑の交流軸の形成：石川河川軸

石川河川区域は、富田林市内のほぼ全陸域が府営石川河川公園区域となっており、一部区域がグラウンドや広場として供用されています。近年、河川整備においては河川本来の多様な自然環境の保全・再生が基本方針のひとつとなっており、石川においても現在「自然ゾーン」の整備が進められているところです。近年、大和川に天然アユの遡上がみられており、石川にもアユをはじめとする魚類の遡上が可能で川とすることが大切です。河川は山から海へと繋がっていく多様な生態系の回廊であり、石川においても水際の多様な自然と人々の多様なふれあい活動が行われる貴重な空間であることから、「水と緑の交流軸」の形成を府との連携のもとに推進します。

■富田林市の暮らしの質を高める緑の創出と育成

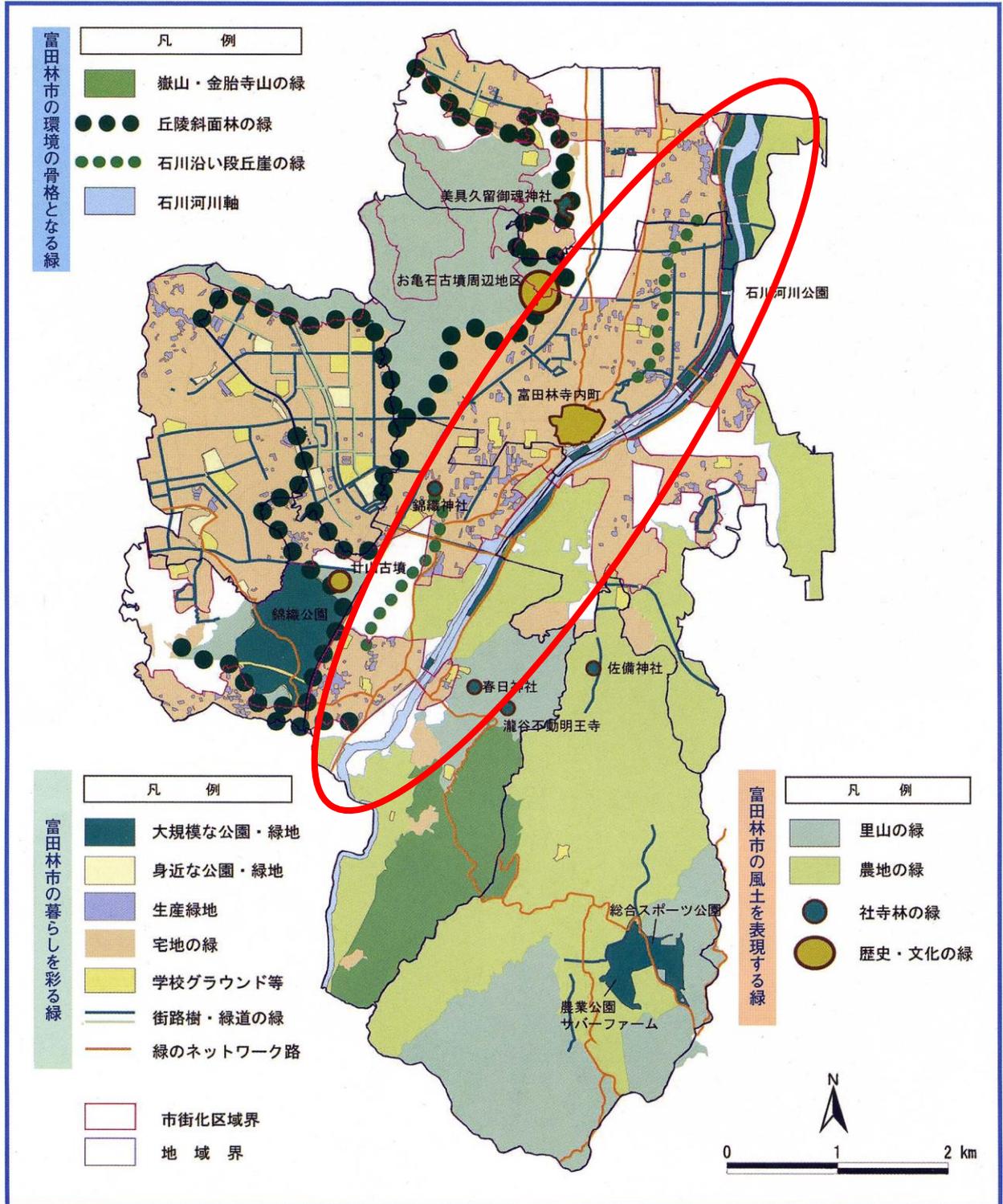
○大規模な公園・緑地の整備と運営

富田林市における広域的・基幹的な公園・緑地である府営錦織公園ならびに府営石川河川公園については、今後の大阪府の事業との連携を図りながら整備を促します。それらの公園の整備や維持管理においては、地元住民をはじめとして市内の NPO や自然保護団体がコーディネーター役となり、市内各地域での緑の保全活動とも連携を図りつつ、広く市民の参加を得て活動を展開させていくものとします。

(後略)

<富田林市緑の基本計画「緑の将来像図」>

※「石川河川軸」は、富田林市の“環境の骨格を形成する緑”に位置づけられている。



2. 「石川河川軸」の詳細調査

(1) 調査対象地の位置

本調査では、「富田林市緑の基本計画」に「石川河川軸」として区分されている石川河川敷について、現在の状況や植生、保全すべき自然等について調査を行った。市域内の石川中・下流部（金剛大橋以北）の大部分は府営「石川河川公園」となっており、上流部（金剛大橋以南）には市のグラウンドが整備されている。また石川本流には取水のための井堰が多数設置されており、河川の自然環境保全を検討する上で重要な構成要素となっている。

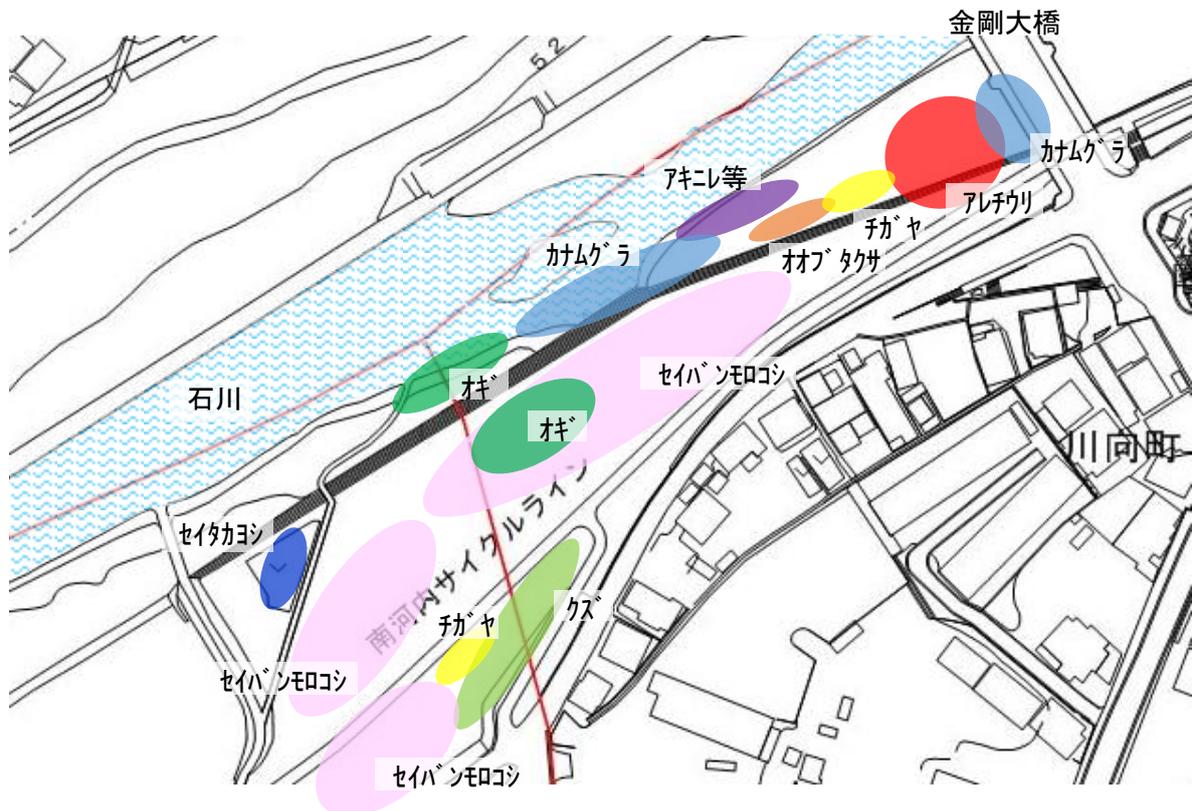


(2) 周辺の植生

石川河川敷の代表的な植生について、比較的自然度が高いと思われる高橋下流右岸（彼方地区憩いの広場の下流側）、およびワイルドフラワー等の外来草本が多く見られる金剛大橋上流左岸の河川敷について、植生の概略調査を行った。

●高橋下流右岸（彼方地区憩いの広場の下流側）

大部分がセイバンモロシの草地となっており、その中にワイルドフラワー（オオキンケイギク等）のロゼットや根株が多数生育しているが、一部にオギやチガヤ草地も見られる。



●金剛大橋上流左岸

クズが広い面積に繁茂しており、その周辺部にオギ、ススキ、セイタカヨシ、ツルヨシなどの在来種草地在比較的多く見られる。堤防沿いはセイバンモロコシの草地となっている。



(3) 緑地の状況

① 金剛大橋以南

川西大橋より上流の河川敷は、部分的に広場利用されているほかは比較的自然草が残されており、背後に樹林がある箇所ではホタルの生息も見られるようである。川西大橋下流右岸には市営グラウンドが連続しており、護岸もコンクリートのためこの間の自然環境は貧弱な状況である。また金剛大橋上流の外来草本地のほかにもワルナスビなど外来種の侵入が多く見られた。その一方で今回の調査だけでカヤネズミの営巣が2箇所発見されなど、良好なオギ草が点在している状況にある。

<現地踏査> 調査日：H26年6月18日、6月28日



○千代田橋から下流側を見る。右岸の護岸下部は草の生える自然護岸が採用されている。川岸にせまる樹林・竹林はホタルの生息地となっている。



○千代田橋左岸下流側。



○千代田橋右岸上流側。施設造成で整備されたコンクリート壁は竹で緑化されている。



○伏見道大橋から上流側を見る。水際は自然な川原と草地になっており、右岸の河川敷には大阪府のアドプトリバー制度※で、地域住民によって花壇が整備されている。

※大阪府アドプトリバープログラム

「アドプト・リバー・プログラム」の「アドプト」とは、「養子にする」という意味です。このプログラムは、地域の団体等に河川の一定区間の美化活動を継続的に行っていただくもので、河川管理者（各土木事務所など）、参加される団体、及び地元市町村の三者で、参加団体の美化活動の内容や、河川管理者・市町村の協力・分担内容などを定めて協定を結ぶものです。 <大阪府ホームページより：富田林市内では4箇所を実施>



○高橋から見た上流（写真左）と下流（写真右）。兩岸ともハードなコンクリート護岸となっている。



○滝谷不動にいたる朱塗りの高橋には、地元小
学校の絵が飾られている。

○高橋の右岸側に沿って流れる農業用水路。



○アドプトリバーの対象地となっている「錦織地区ふれ愛広場」。



○堰の横に設けられた魚道。比較的ゆるやかで魚が遡上しやすいと思われる。



○クズに覆われた河川敷が目立つが、その中に良好なオギ原も点在している。



○深溝井堰に設置されたラバーダム（ゴム製堰）※で止水域ができています。

※ラバーダム（ゴム引布製起伏堰（ゴムひきぬのせいきふくぜき）
 ゴム引布製のチューブに空気や水を注入・排出することで起伏させる堰。ゴム堰、ラバーダム、バルーンダム、ファブリダム（住友電気工業の登録商標）ともいう。 <フリー百科事典『ウィキペディアより』>



○庭の延長になった堤防草地。グラウンドカバーの園芸種イワダレソウが繁茂している。



○川西大橋下流左岸のオギ草地。



○カワラマツバ（アカネ科）。全国に分布するが、富田林周辺ではあまり見られない。



○西板持グラウンド



○川西グラウンド



○川西大橋下流の市営グラウンド付近の護岸は、天端部および法面がコンクリートになっており、グラウンドがすぐに接しているため、河川敷の川原や草地環境の連続性が見られない。





○富田林高校下の上天溝井堰付近。川岸にオギ草地や樹林地が見られる。井堰には魚道は設置されていないようで、魚の遡上は困難と思われる。



○上天溝井堰の右岸に広がるオギ草地で、最近に作られたカヤネズミ※（大阪府レッドデータブック準絶滅危惧種）の巣が見られた。



○金剛大橋上流右岸のオギ草地でも、カヤネズミの巣（古い巣）が発見された。

※カヤネズミ：日本では一番小さなネズミで体重 7～14g。休耕田や河川敷などに生息し、ススキなどイネ科の葉を使って地表から約 1m の高さに直径 10cm ほどの小さな球形の巣を作る。羽曳野市域の石川河川公園自然ゾーンにも生息している。



○金剛大橋上流右岸の河川敷草地。かつてワイルドフラワーが播種されたため、現在もオオキンケイギク（特定外来生物※）などの外来草本が定着している。



○野生化した外来草本のガウラ（園芸種）

○外来種の草地の横には、在来のチガヤ草原も見られる。



○金剛大橋上流左岸の樹林地。

○樹林地の中にある竹林。管理されており、テイカカズラやバラに覆われている。

※特定外来生物： 外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものとして「特定外来生物法」で指定されている生物。

② 金剛大橋以北

金剛大橋より以北には大阪府営石川河川公園が整備されており、富田林市の管理施設としては2ヶ所のグラウンドや寺内町散策のための駐車場などがある。石川河川公園の「西行うたのみち」「千早いきいき広場」「千早つどいの広場」の大部分は芝生広場で、一部でグリーンベルト創出の取り組みがされているものの、自然環境の多様性は低い状況と言える。河南橋より以北の両岸は「自然ゾーンB・D地区」として石川本来の自然環境保全を目的とした公園区域となっており、希少植物ミゾコウジュの自生地があるなど自然の草地が広がっている。しかしながら河川の自然の営み（増水、フラッシュ等）が途絶えているため、クズや外来種の繁茂、樹木の侵入などが目立ち自然環境保全上の課題となっている。

<現地踏査> 調査日：H26年6月18日、6月28日、H26年10月～H27年2月



○金剛大橋上流左岸の河川敷。最近まで一部が近隣の駐車場として利用されていたため裸地が目立つ。水際にはヤブカンゾウが見られた。



○金剛大橋下流右岸から対岸を見る



○金剛大橋下流左岸には、寺内町散策のための駐車場が整備された。



○河川敷内の土砂掘削等により、不法耕作地が一掃された金剛大橋下流部左岸。



○新北橋右岸の健康遊具広場。緑の芝に見える箇所は人工芝で冬季も青々としている。



○新北橋は昨年の出水で損傷し、工事のためにその下の園路が通行止めになっている。



○石川河川公園内「西行うたのみち」の修景池。循環式の樋や人工池は現在は稼働していない（金剛大橋下流右岸）。



○千早川との合流点に芝生整備された「千早いきいき広場」



○河川敷内の一部には耕作地が残っている。
(金剛大橋下流左岸)



○石川河川敷にある若松東グラウンド
(新北橋下流左岸)



○エノキ、ムクノキ、アキニレ等の樹林地
(サイクル橋下流左岸)



○桜が満開の時期の「千早花街道」
(サイクル橋下流左岸 写真 H26 年 4 月)



○「千早つどいの広場」の喜志大橋上流部では、本流沿いにグリーンベルトとなるセイタカヨシの高茎草地を刈り残す取り組みがされている。(写真 H26 年 10 月)





○喜志グラウンド上流側の広場では、自然の再生整備が行われ、良いオギ草が定着した。
(喜志大橋上流右岸 写真 H26 年 10 月)



○増水時に問題となる大きく成長した樹木。河南橋上流右岸の自然ゾーン B 地区では、比較的小さな灌木類を除草時に伐根した。



○河南橋下流左岸の自然ゾーン D 地区では、クズ除草の実験区をもうけてオギやセイタカヨシ草地の育成を図っているが、クズの猛威に対応しきれていない。(写真右 H25 年 6 月)



○自然ゾーン D 地区には、希少植物ミゾコウジュ（大阪府レッドデータブック「準絶滅危惧種」）の自生地があり、約 20 年前から市民による保全活動が行われている。(写真 H26 年 6 月)



3. 保全施策の提案

(1) 現地調査結果のまとめ

富田林市域の石川河川敷は、下流部には石川河川公園、上流部にはグラウンドや広場が整備されて面的な利用が行われており、その多くは自然環境が人為的に改変されている。その他の河川敷はセイタカヨシなどの高茎草が多く見られるものの、クズ繁茂やセイバンモロコシなどの外来草本が侵入し、本来の河川の自然環境とは異なった状況になっている。これは、洪水防止のための低水護岸整備や河道固定によって増水やフラッシュなどの川の営みが少なくなったこと、また取水のための井堰やラバーダムなどによって止水的な環境が増えたためと考えられる。

一方、河南橋下流の石川河川公園「自然ゾーン」は、約 20 年前の市民運動によって低水護岸が整備されずに水辺の自然環境が残され、現在も自然を守る活動が継続されており、富田林市域の自然として重要な箇所となっている。しかしながら、自然環境の現況は他の箇所と同様の課題をかかえており、今後どのようにして石川本来の自然環境を保全していくか早急な取組みが必要とされている。

(2) 自然保全手法の検討

1) 希少な動植物の保護と生物多様性保全施策

石川河川敷の草地にはカヤネズミが各所に生息しているが、その実態はよくわかっていない。また、ミゾコウジュについても、現在知られている自生地以外の調査は特に行われていない（カヤネズミ、ミゾコウジュいずれも大阪府レッドデータブック準絶滅危惧種）。

石川河川公園では市民協働の取組みとしてこれらの保護活動が行われているが、富田林市域の石川全体で現況調査を行った上で、市としての保護施策が必要とされる。そのためには、現在、国レベルで進められている生物多様性保全の施策と連携して取り組むことが有効だと考えられる。

2) 外来草本の除去・侵入対策

石川河川敷には多くの外来草本が見られるが、その中でも特に「外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）」で「特定外来生物」に指定されているオオキンケイギク、アレチウリは、可能なかぎり除去することが求められる。

また「要注意外来生物」にも石川でみられる多数の植物が指定されているが、キショウブやホテイアオイなど花が美しいために人為的に拡散されやすい種類にも注意が必要である。これらについては、市民に対する啓発PRなどを積極的に行っていくことが求められる。

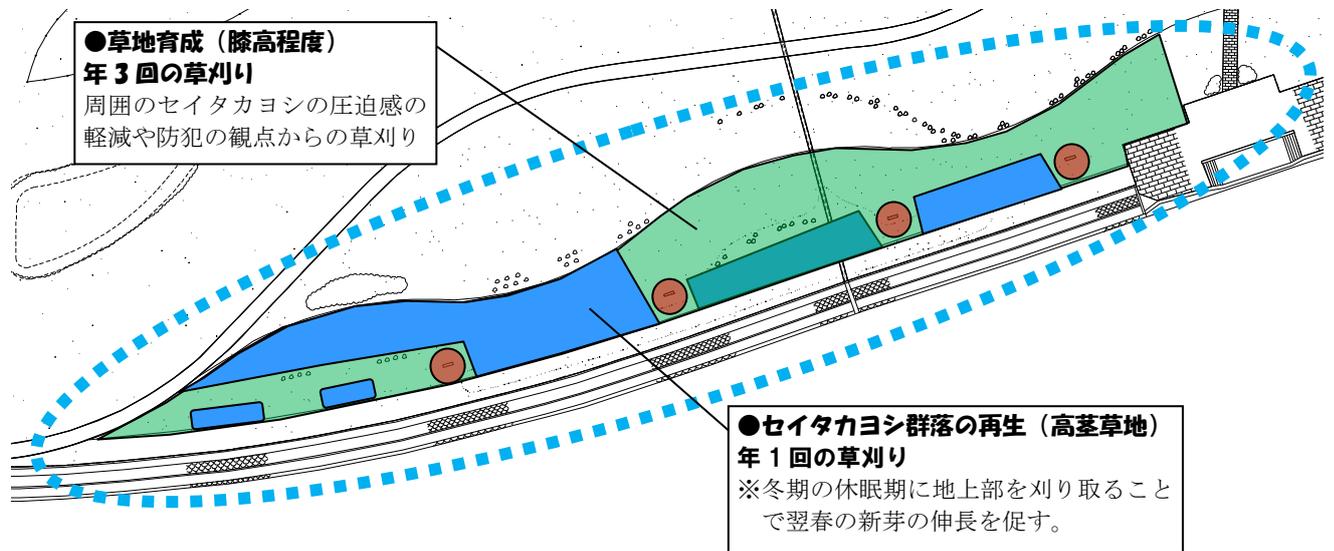
3) 本流沿いのグリーンベルト創出

現在、河川敷に整備されている広場やグラウンドは、その多くが人工的な空間となっており、自然環境としての資質や生物多様性が低い状況にある。また河川の自然環境は上下流が連続していることが重要であり、さまざまな動植物が連続する草地などを移動経路として利用している。人工的な広場やグラウンドの空間が、本流沿いの低水護岸から堤防まで全面を占めてしまうと、河川の自然環境の特徴は大きく損なわれしう。

そこで石川河川公園の一部では、本流沿いにオギ・セイタカヨシ等の高茎草を刈り残して、上下流に連続するグリーンベルトを創出する取組みが行われている。人工的なグラウンドがつづく川西大

橋下流付近や、新しく整備された金剛大橋の臨時駐車場等にもこのようなグリーンベルトを創出することで、損なわれた自然環境を少しでも再生することが望ましい。

<石川河川公園でのグリーンベルト創出例>



4) 魚道の工夫

石川本流には多数の井堰があり、一部には魚道も設置されているが、その魚道が実際に機能しているかどうかは検討の余地があると考えられる。富田林高校科学部の調査などで、羽曳野市の松井井堰まではアユが遡上していることが確認されているが、富田林市域まで遡上しているかどうかは不明で、その他の魚にとっても現在の井堰やラバーダムが上下流を移動する障壁になっている可能性がある。

魚道の設置や既存魚道の改修を検討するほか、落差が少ない井堰（深溝井堰など）では、魚を魚道の入口に誘導するよう河道を工夫するなど、より魚が生息しやすい環境整備が求められる。

5) 自然の営みの回復と補完

洪水などに対する防災に備えると同時に、増水やフラッシュなど自然の川の営みを少しでも回復する方策としては、本堤防の機能を強化して洪水に備え、低水護岸を撤去あるいは低水敷の幅を広げて川が自由に流れる範囲を広げることが将来的に望ましいと考えられる。

川の自然の営みによる効果が期待できない場合は、可能なかぎり人力で補完する必要があるが、すべてを補完することはマンパワーや予算的に困難なため、優先的に取り組む場所や方策について見定める必要がある。

6) 市民協働による取組み

河川の自然環境保全のためには、市民との協働が欠かせない。既存の「石川河川公園自然ゾーン計画・運営協議会」や「南河内ほわ〜っと流域ネットワーク」などと連携しながら、市民への啓発や自然環境保全活動などの取組みを進めていくことが重要である。特に、前記協議会には富田林市も委員メンバーとなっており、今後の連携強化が望まれる。

参 考 資 料

- 大阪府アドプトリバープログラム
(大阪府ホームページより抜粋)

- 石川河川公園パンフレット

- 石川河川公園自然ゾーン計画・運営協議会 委員等名簿

- 南河内ほわ〜っと流域ネットワーク
(ホームページより)

- カヤネズミについて
(石川河川公園資料)

- 外来生物法の概要
(環境省ホームページより抜粋)

●アドプト・リバー・プログラムの概要と目的

大阪府では、府民の皆さんとともに、地域に愛され大切にされる川づくりをめざしています。そこで、自発的な地域活動を河川の美化につなげる「アドプト・リバー・プログラム」を、平成13年7月から、地元市の協力のもとでスタートしました。

「アドプト・リバー・プログラム」の「アドプト」とは、「養子にする」という意味です。

このプログラムは、地域の団体等に河川の一定区間の美化活動を継続的に行っていただくもので、河川管理者（各土木事務所など）、参加される団体、及び地元市町村の三者で、参加団体の美化活動の内容や、河川管理者・市町村の協力・分担内容などを定めて協定を結ぶものです。



1 地域とともに考えるプログラムです

地域の特性や未来像、河川の形状にあわせて、一定の形にこだわらず、自由な形のアドプト・プログラムをめざします。これによって、河川愛護に対する啓発や、河川美化による地域環境の改善、不法投棄の防止などに役立てることをねらいとしています。

2 活動回数は「年3回以上」です

参加団体に定められた清掃活動は「年3回」以上です。基本的に、ほとんど清掃の必要のない状態を保つことを目標としています。

3 美化活動区域は「川それぞれ」です

参加団体が美化活動を行なう区間の延長は定めていません。ただし、河川環境における景観を統一するため、基本的には「橋りょう」から「橋りょう」の間隔を最低限と考えています。



河川清掃の様子(恩智川クリーンUP)

4 団体により花栽培も行います

参加団体によっては、清掃や除草以外に、地域や河川に応じた種類の花の栽培を協力いただくことがあります。

5 サインボードは参加団体と共同で考えます

サインボードは、景観に合ったデザインを参加団体と土木事務所などが協議のうえ、決定します。



アドプト・リバー・芥川(高槻市)



アドプト・リバー・権現川(大東市)

<富田林市での取り組み(富田林土木事務所)>

- アドプト・リバー・佐備川(佐備川) / 富田林自然に親しむ会 / 協定締結日 H14, 7, 22
- アドプト・リバー・伏見堂(石川) / 伏見堂地域協力委員会 / 協定締結日 H19, 2, 2
- アドプト・リバー・蛍の郷(佐備川、宇奈田川) / 佐備川・宇奈田川環境保護委員会 / H19, 8, 23
- アドプト・リバー・Nm28(石川) / 錦織地区及び駅前周辺まちづくり協議会 / H22, 7, 7



石川河川公園

ISHIKAWA RIVER PARK

☆☆☆ 石川河川公園の☆☆☆ 四季を楽しもう!

四季折々に異なった表情を見せる石川河川公園で、思い思いに憩い、楽しんでください。

春 Spring

パークゴルフ(18ホール) 北②地区



北海道を発祥とするパークゴルフは、医療費の削減につながると言われるほど、運動効果抜群のスポーツです。美しい芝生の緑をめでながら、心も体もリフレッシュ。※有料(レンタルクラブもあります)

サクラ&ユキヤナギ 南②地区



千早花街道～千早つどいの広場にかけて、堤防上にはソメイヨシノが咲き誇り、その足元にはユキヤナギが真っ白な花を咲かせます。ピンクと白のコントラストが、見る人みんなを楽しませてくれます。

夏 Summer

キラキラ水面を楽しもう 北①地区



暑い夏、すうと頬をなでる川風に吹かれながらキラキラ光る水面をのんびり眺めるには、「星の広場」がおすすすめです。川面には石川に棲むたくさんの生き物たちの姿も見られます。

サルスベリ 北②地区



白やピンク、紫の花を咲かせるサルスベリですが、「あすか花回廊」堤防上には、真っ赤なサルスベリの並木があります。公園内から見上げると、夏の青空をキャンバスに美しい模様を描き出されています。

秋 Autumn

健康遊具広場 南②地区



ストレッチから筋力トレーニングまで、12種類の健康遊具が、健康づくりをサポートします。足元は弾力性のあるチップ舗装や人工芝なので、膝や腰にも優しく、安心してご利用いただけます。

あすか花回廊 北②地区



ナマズ、オイカワなど、石川に生息する生きものたちのオブジェを眺めながらそぞろ歩くこと、秋の七草など、昔なつかしい草花に出会えるかも。秋の夕暮れ、ほっと一息しませんか？

冬 Winter

ジヨギング 北②地区



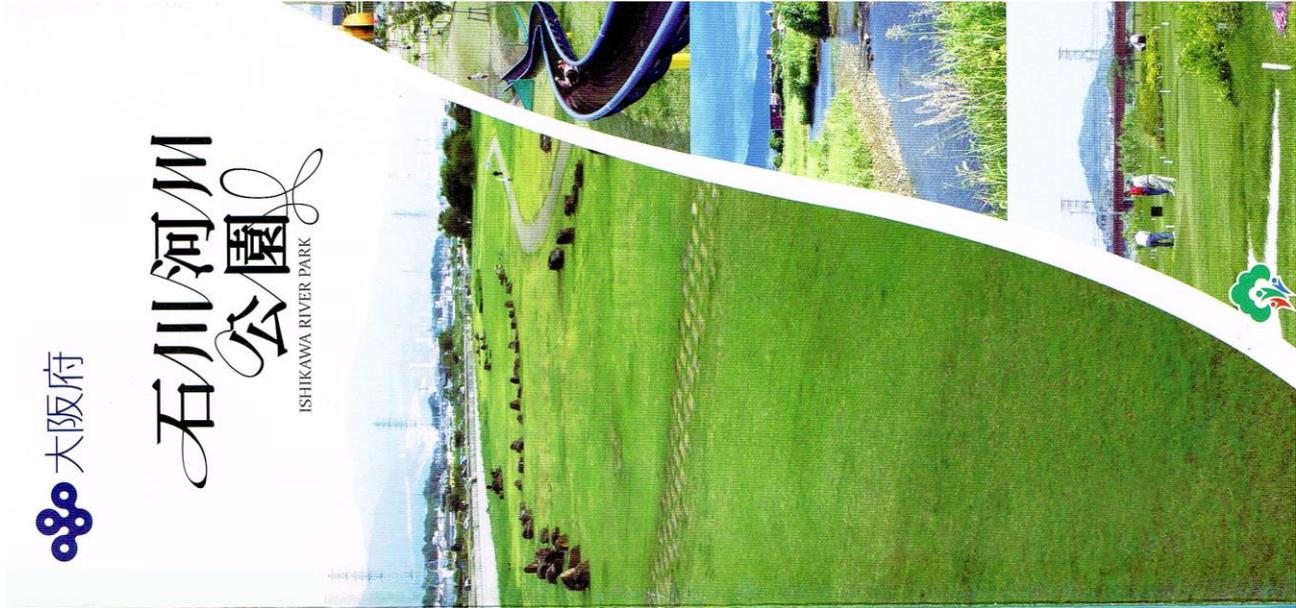
河川沿いをしつかりジョギングするのもいいですが、ジョギング初心者の方には、「駒ヶ谷地区」がおすすすめ。1周約650メートルの園路を、中央の時計を見ながら走るとペース配分もばっちりです。



色鮮やかな木の実たち



冬だからこそ、樹木の名前がわかりやすい木があります。赤い実がきれいなクワガネモチ、白く小さい実がついているナンキンハゼ、緑～黄色の大きめの実はセンダン。どれもクリスマスリースの飾りにぴったりですね。



石川の豊かな自然とふれあえる石川河川公園

石川の自然が守られている「自然ゾーン」は石川の中流域で最も川幅が広く、生物多様性の豊かな河原です。水辺や草地を散策して、いろいろなる生き物と出会ってください！

石川の希少種を守ろう！

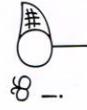


生き物の調査で見つかったカヤネズミの巣

石川河川公園には、大阪府のレッドデータブックに掲載されている「カワバタモロコ（淡水魚・絶滅危惧Ⅰ類）」や「ミノコウジュ（植物・要注目）」、「カヤネズミ（哺乳類・要注目）」など貴重な生き物が生息しています。これらの生き物について学び、ふれあい、生き物が棲みやすい環境づくりを行うなどのイベントを、ボランティア「石川自然クラブ」や「南河内水生生物研究会」などと協力して、開催しています。

昆虫

おもしろい昆虫を探そう！



メンガタスズメ (スズメガ科)
名前の由来は成虫の背面の人の顔に似た模様から。強靱な口吻でミツバチの真に穴をあけ、蜂蜜を盗み飲む「蜂蜜泥棒」として知られています。



ハグロトンボ (カウトンボ科)
7～8月に多く見られ、ヨシなどの植物が茂る流れに生息します。雌は全体的に黒く緑色の金属光沢があり、雄は黒褐色です。チョウのように羽ばたきます。

写真提供：向井藤夫氏(ハグロトンボ)

鳥

石川の鳥を観察しよう！



バン (クイナ科)
ハトくらの大きさで、繁殖期にはくちばしの根もとが赤くなります。駒ヶ谷地区の修景池のまわりで、尾羽を上下に振りながら歩いているのが時々見られます。



オオヨシキリ (ウグイス科)
夏鳥としてヨシ原などに飛来し、5～6月にヨシでつくった巣で繁殖します。石川のヨシ原や、駒ヶ谷地区の修景池周辺などで、鳴き声を聞くことができます。

写真提供：中村延氏(バン)

植物

河原の草花に出会おう！



ミノコウジュ (シソ科)
薄紫色の目立たない花を5～6月に咲かせますが、最近では河川の環境変化のため限られた場所で見られませんか。見つけたらお知らせください！



オギ (イネ科)
草丈1～2.5m程で石川の河川敷に多く見られ、10～11月頃には銀色の穂が一面に輝いていきます。ススキに似ていますが、まとまった株にならないのが特徴。

写真提供：石川自然クラブ(ミノコウジュ)

交通案内



- ① 玉手橋あいの岸辺・星の広場・玉手橋つどいの広場・あすか野草広場
近鉄南大阪線「通明寺」から東へ200m～1.1km
- ② あすか歴史の里
近鉄南大阪線「古市」から東へ1.1km
- ③ 駒ヶ谷地区・古市スポーツ広場地区
近鉄南大阪線「駒ヶ谷」から西へ200～500m
- ④ あすか花回廊
近鉄南大阪線「古市」から南東へ1.5km
- ⑤ 自然ゾーンA
近鉄南大阪線「駒ヶ谷」から南西へ1.2km
- ⑥ 自然ゾーンD
近鉄長野線「響志」から南東へ1.4km
- ⑦ 千早つどいの広場・芝生広場
近鉄長野線「響志」から南東へ1.6～2.8km
- ⑧ 千早花街道
近鉄長野線「富田林」から東へ1.7km
- ⑨ 千早いさよいき広場・西行うたのみち
近鉄長野線「富田林」から東へ1.2～1.8km

P 駐車場 100台 (臨時駐車場を除く)
1日1回 620円 (平日無料、土曜・日曜・祝日有料) H26.4.1現在
利用時間 9:00～17:00 (17時閉門)
★駐車場は駒ヶ谷地区にあります。
春・秋の繁忙期には満車となる場合がございますので注意下さい。

石川河川公園管理事務所
〒583-0841 羽曳野市駒ヶ谷140
TEL 072-956-1900

http://www.osaka-park.jp/nambu/ishikawa/main.html
富田林土木事務所 都市みどり課 〒584-0031 富田林市藤田2-6-1 TEL 0721-25-1131

大阪府

※このパンフレットは、再生紙を使用しています。15,000部作成し、1部あたりの単価は43円です。

●石川河川公園パンフレット (3)



豊かな自然と、心うろおす川の流れ。

石川河川公園は、一級河川石川の河川敷を主とする全長11.6km、4市1町にまたがる公園です。河川ならではの多くの自然に恵まれていることから、四季折々の植物や生き物、川の流れる楽しみながら、ゆったりとした時間をお過ごしください。

玉手橋であいの岸辺

五径間吊橋としては日本で初めての登録有形文化財である玉手橋で結ばれたエリアです。玉手橋と石川橋を渡って、この地区を1周するとおおよそ1km。ウォーキングなどのショートコースにぴったりです。



星の広場☆☆☆

太陽や星たちが地面からポコポコと顔を出している惑星広場や星座のプレートで飾られた広場など、星をモチーフにした空間が広がります。惑星広場では、太陽と地球の大きさの違いなども実感できます。



広域マップ



自然ゾーン

昔ながらの河川の雰囲気を感じながら味わうならココ! 河川ならではの植物や動物、昆虫がいっぱいです。*ヘビなども出ますので、ご注意ください。



南①地区

玉手橋つどいの広場

斜面を活かした階段状の植栽がとても印象的。幾何学模様に配植された植物は、対岸からみても特徴的な景観をつくっています。ゲートボールやグランドゴルフにもご利用いただけます。

あすか野草広場



あすか歴史の里

臥龍橋から北に向かうと、園路に日本の年表を綴っています。日本の歴史をたどりながら散歩やジョギングはいかがですか。飛鳥川との合流部の広場では、岩に開けられた穴が、風で毎日異なるメロディを奏でています。



古市スポーツ広場地区

少年サッカーなどに利用できる多目的広場と大阪では珍しいパークゴルフ場(右)



●石川河川公園パンフレット (4)

パークゴルフ場(有料)があります。緑の美しい芝生でパークゴルフをお楽しみください。
※小学生未満の方はプレー及びコース内に入ることできません。

ミゾコウジュやカヤネズミなど貴重な生き物が見つかるかも♪

至 大阪阿部野橋 近鉄南大阪線 多目的広場 古市スポーツ広場地区 管理事務所 踏切 遊具の広場 修養池 駒ヶ谷 踏切 至 権原神宮前 南②地区 嘉志大橋 12番トイレ 千早つどいの広場 4番トイレ 千早花街道 3番トイレ 千早いきいき広場 14番トイレ 健康遊具広場 13番トイレ 西行うたのみち 1番トイレ 佐備川

あすか花回廊
河川本来の植物を中心に、色々な植物に出会える空間です。植物を見守るのは、飛鳥時代の乙女たち。植物を見つめながら、一句詠んでみませんか？

あすか花回廊
砂場の水族館 5番トイレ

駒ヶ谷地区
小さな子どもから小学生まで、みんなが楽しめる遊具がいっぱいです。
芝生の上で、バーベキューを楽しむこともできます。バーベキューはエリアを守ってお楽しみください。

千早つどいの広場・千早花街道
サイクルロードがずっと寄り添う、石川河川公園で最も広々とした感じが味わえる空間です。春には桜並木とユキヤナギが咲き誇り、見事な美しさです。

千早つどいの広場
カワセミに会えるかも!

凡例

♂ ♀ トイレ (河川敷トイレは移動式です。)	🚻 車椅子用トイレ	🚗 駐車場	🚰 自動体外式除細動器
🏠 あずまや	🎪 幼児遊具	🚫 禁煙エリア (禁煙エリア以外でも、他の利用者の受動喫煙防止にご協力をお願いします。)	🚫 南河内サイクルライン
🏠 健康遊具	📍 駒ヶ谷地区 バーベキュー可能エリア		

0 100 200m

無料
レンタル自転車
石川河川公園を
散策してみませんか!
貸出時間は、
9時～16時30分。
(管理事務所にて受付)

西行うたのみち
鎌倉時代の歌人西行をご存知ですか？
南河内には、西行のお墓があるなど、縁の多い地域です。広場には、彼の波乱に満ちた人生が絵巻物となっています。南河内の散策にお役立てください。

- 🚫 単車などの乗り入れはできません。
- 🚫 犬の散歩は必ず着いし、糞は飼い主が処理しましょう。
- 🚫 飲み物は持ち帰ります。
- 🚫 ほかの人に迷惑をかけるような行為は控えてください。
- 🚫 ラジコン(ラジオコントロール)はできません。
- 🚫 ゴルフの練習などはできません。
- 🚫 焚き火はできません。
- 🚫 遊具には対象年齢があります。よく確認してから安全に遊びましょう。

●石川河川公園自然ゾーン計画・運営協議会 委員等名簿

<委 員>

学識者		大阪府大 会長
府 民	NPO、 自然保護活動団体等代表	南河内ほわ〜っと流域ネットワーク
		石川自然クラブ
		富田林の自然を守る会
	地域住民代表者	富田林市桜井町一・二丁目 町総代
		富田林市喜志町一・二丁目 町総代
		羽曳野市希望ヶ丘町会 区長
羽曳野市広瀬町会 区長		
行 政	富田林土木事務所	所長
		維持管理課
		建設課
		都市みどり課
	都市整備部 公園課	府営公園グループ
	指定管理者	石川河川公園指定管理グループ
	富田林市 産業環境部	みどり環境課
羽曳野市 土木部	道路公園課	

<オブザーバー>

学識者	(工学院大)
富田林土木事務所	維持管理課 管理グループ
	建設課 河川砂防グループ
	維持管理課 環境整備グループ
学校関係代表者	富田林市立喜志小学校 校長
	羽曳野市立西浦東小学校 校長
	富田林市立喜志中学校 校長
	大阪府立懐風館高校 校長

<事務局>

富田林土木事務所	都市みどり課
----------	--------

南河内



ほわ〜っと流域ネットワーク

南河内の流域で行われるイベント情報を
メールでゲットしよう！！



まずは
メルマガ登録



活動報告

流域ネット各団体の
活動報告です



ほわ〜っと流域 ネットワークとは？



流域サブネット の活動



南河内ほわ〜っと流域ネットワークの各団体

南河内水生生物研究会



富田林の自然を守る会



飛鷹川
じゃこ取りネットワーク



南河内
自然と子どもネットワーク



太子eメガネ



石川自然クラブ



狭山の副池自然作りの会



里山
倶楽部

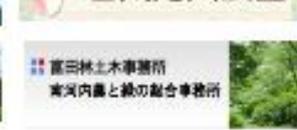
ゴミンゴ
ゴミ拾いネットワーク



河内長野市自然環境保護協議会
河内長野水生生物研究会



石川河川公園



長野公園



環境ネットワークはびきの



富田土木事務所
南河内圏と緑の組合事務所



●カヤネズミについて（石川河川公園資料より）

カヤネズミという生き物をご存知ですか？

（学名：Micromys minutus）

頭胴長（鼻先から尾の付け根まで）約 6cm、尾長（尾の長さ）約 7cm、体重 7～8 グラムの日本で一番小さなネズミです。背中がオレンジ色、腹部は真っ白でとても愛らしい姿をしています。

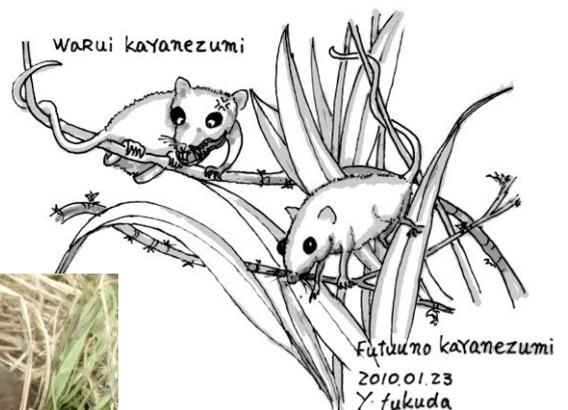
主に休耕田や河川敷、草原に生息し、そこに生えているススキ、オギ、チガヤなどイネ科の葉を利用して、直径 10cm くらいの球形の巣を作ります。巣に使われる葉は生きており、周りの植物と同じ色をしているため、上手にカモフラージュされています。彼らはこの巣で出産・子育てをし、また休息場所として利用しています。

しかし最近、河川の工事や、新しい道路・ゴルフ場の建設などでカヤネズミの生息地がどんどん奪われています。田畑のあぜ道や休耕田に生えているススキの群生も、カヤネズミの大切な生息地ですが、農家の方が刈り取ってしまうため、住みかを失いつつあります。都市部に近い郊外では、姿はおろか、巣を見つけるのさえ難しい状況です。私は 1998 年からカヤネズミの生態を研究していますが、彼らを取り巻く環境は確実に悪化していると感じています。

カヤネズミは、ドブネズミのように人家に侵入して悪さをしたり、ハタネズミのように畑にトンネルを掘って作物に被害を与えたりはしません。彼らはオヒシバやエノコログサ、バッタやイナゴを食べて暮らす、おとなしい生き物なのです。

こんなに小さくてかわいらしく、無力な生き物が、私たち人間の活動によって住みかを奪われて消えていくことは、とても悲しいことだと思います。もしカヤネズミの姿を見かけたり、巣を見つけたときは、どうかさわったりせずに、そっとしておいてやって下さい。

全国カヤネズミ・ネットワーク（代表 畠 佐代子）ホームページより



写真：寺川裕子 / イラスト：福田裕

●外来生物法の概要（環境省ホームページより抜粋）



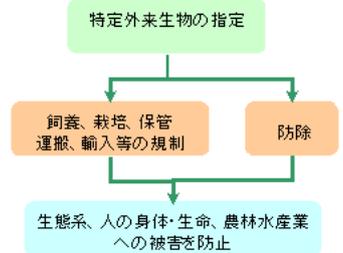
HOME > 外来生物法について > 外来生物法の概要

外来生物法の概要

・外来生物法の目的

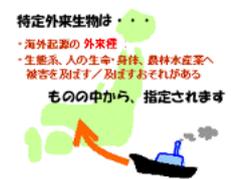
- この法律の目的は、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することです。
- そのために、問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制し、特定外来生物の防除等を行うこととしています。

※法律・政令・規則・告示、概要、基本方針等の全文もご覧下さい。



・特定外来生物とは？

- **特定外来生物**とは、外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。
- 特定外来生物とは別に、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす疑いがあるか、実態がよく分かっていない海外起源の外来生物は「**未判定外来生物**」に指定され、輸入する場合は事前に主務大臣に対して届け出る必要があります。届出がされた場合は、主務大臣が判断し、影響を及ぼすおそれがある場合は特定外来生物に指定され、輸入等について規制されます。影響を及ぼすおそれがないと主務大臣が判断した場合は、特に規制はかかりません。
- 外国から生物を輸入する場合、税関でその生物が特定外来生物又は未判定外来生物かどうかをチェックすることになるのですが、特定外来生物等と外見がよく似ていて、すぐに判別することが困難な生物があります。これらは「**種類名証明書の添付が必要な生物**」といい、外国の政府機関等が発行したその生物の種類名が記載されている証明書を輸入の際に添付しなければ輸入できません。
- 外国から生物を輸入する場合は、以上の3種類の生物について、新たに規制もしくは書類の添付が必要となりますので注意してください。



・どのようなことが規制されるの？

- 特定外来生物に指定されたものについては以下の項目について規制されます。
- **飼育、栽培、保管及び運搬することが原則禁止**されます。
 - ※研究目的などで、逃げ出さないように適正に管理する施設を持っているなど、特別な場合には許可されます。
 - ※飼育、栽培、保管及び運搬のことを外来生物法では「飼養等」といいます。
- **輸入することが原則禁止**されます。
 - ※飼養等をする許可を受けている者は、輸入することができます。
- **野外へ放つ、植える及びまくことが原則禁止**されます。
 - ※放出等をする許可を受けている者は、野外へ放つ、植える及びまくことができます。
- 許可を受けて飼養等する者が、飼養等する許可を持っていない者に対して **譲渡し、引渡しなどをすることが禁止**されます。これには **販売**することも含まれます。
- 許可を受けて飼養等する場合、その個体等にマイクロチップを埋め込むなどの **個体識別等の措置を講じる義務**があります。
- たとえば、特定外来生物を野外において捕まえた場合、持って帰ることは禁止されていますが(運搬することに該当)、その場ですぐに放すことは規制の対象とはなりません(釣りでいう「キャッチアンドリリース」も規制対象とはなりません)。

▼特定外来生物で規制される事項▼

 飼育／栽培	 運搬	 保管
 輸入	 野外に放つ ／植える／まく	 許可を受けていない者 に対しての譲渡し／引渡し
 個体等を識別する 措置の義務		

調査・提案
報告書まとめ

「富田林の自然を守る市民運動協議会」
「特定非営利活動法人 里山倶楽部」
